

平成26年6月20日

第24回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第24回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成26年6月20日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更(用途区分・除外・編
入)申出の意見決定について

議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可諮問決定について

議案第5号 農地利用変更届について

議案第6号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	15 番 委員
16 番 委員	17 番 委員	18 番 委員
19 番 委員	20 番 委員	22 番 委員
23 番 委員	24 番 委員	25 番 委員
26 番 委員	27 番 委員	28 番 委員
29 番 委員	30 番 委員	31 番 委員
32 番 委員		

1 欠席委員

なし

1 活動休止委員

21 番委員

1 遅刻委員

11 番委員

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

主幹兼振興係長

農地担当主幹

振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第24回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「18番野尻委員」と「19番坂元委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)</p>
議長	<p>以下については、お目通しください。以上報告を終わります。 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次は、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>4ページになります。 今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案6件です。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)</p>
	<p>番号2から6については、お目通しください。 なお、番号5から6については、農地保有合理化事業で公社の買取り分でございます。 今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議方よろしくお願いたします。以上です。</p>

議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から6番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
13番委員	はい、議長。
議長	はい、13番委員。
13番委員	5番と6番ですが、県の振興公社が買受けですが、この近辺の土地というのは全体的に値段が高い訳です。単価が。これは、農家が入ってそれをクッション代わりになっているというシステムの中でやっているのですか。
議長	はい、事務局。
事務局	財団法人の鹿児島県振興公社に登記をして、後日買受けるのですが、3条とかあっせんと一緒に、個人同士の話し合いによる価格決定になります。以上です。
議長	いいでしょうか。
13番委員	はい、分かりました。
9番委員	はい、議長。
議長	はい、9番委員。
9番委員	暫時休憩をお願いします。
議長	暫時休憩とします。 (休憩) 休憩前に引き続き審議を再開いたします。 ほかにご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、所有権移転分の1番から6番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から18番を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	議案書の6ページから11ページになります。

議長 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案18件です。内訳は、新規の利用権設定が15件、再設定が3件、合計の面積は54,307㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、2番今村委員の退席を求めます。

(2番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 現況が樹園地になっていますけど、これはどうなっているんですか、畑は。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 ここは、ミカンを植えていた関係で、現況は樹園地になっています。もう、ミカンをやめるということです。ミカン農家だったのですが、もうやめるということです。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 やめて、結局片付けは今村委員がするんですか。

議長 はい、事務局。

事務局 現況は、果樹園となっております、ミカンを以前植えていたんですけども、現在耕作がされていなくて、長年放置されておりましたのが現状でございます。耕作放棄地再生事業の利用を計画しているところでございます。

議長 よろしいでしょうか。

16番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(2番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から6番と18番について、ご審議願います。
これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。
まず、2番については、31番委員、29番委員に調査していただきました。31番委員から報告をお願いします。

31番委員 はい、議長。
議長 はい、31番委員。
31番委員 報告いたします。貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。
白山さんは、これまで青果業と農業をしておりました。農業について今回新たに利用権設定、規模拡大をすることになり、オクラ10a、カボチャ20a、スナップエンドウ10aの栽培を計画しております。
目標年間販売高は約150万円を目指していますが、計画通りの作付け収穫が出来た場合は、約300万円を目標に販売できたらということでありました。
農機具等については、すでに必要分は所有しており、労力についても妻の協力を得ながら経営していくとのことでした。
なお、営農計画書を資料の1ページに添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

議長 3番と4番については、32番委員、9番委員に調査していただきました。32番委員をお願いします。

32番委員 はい、議長。
議長 はい、32番委員。
32番委員 3番と4番、水迫正行さんの分について報告いたします。
貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。
水迫さんは、これまでも農業をしておりました。今回新たに利用権設定、規模拡大をすることになり、これまでのソラマメに加えて、オクラの栽培も計画しました。目標年間販売高は約300万円を目指しています。
農機具等については、すでに必要分は所有しており、労力についても妻の協力を得ながら経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付しています。
 報告を終わります。

議長 5番と6番については、14番委員、32番委員に調査していただきました。14番上西園委員に報告をお願いします。

14番委員 はい、議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 5番については、貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。
 申請人は規模拡大ということで、今回新たに利用権の設定をするということです。
 オクラ30a、スナップエンドウ30a、ソラマメ10aで目標年間販売高は約400万円を目指しています。
 農機具等については、すでに必要分は所有しており、労力についても弟の協力を得ながら経営していくとのこと。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付しています。
 6番ですが、貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。
 申請人はこれまで公務員として勤めておりましたが、退職後、初めて利用権設定をし、借入地の取得をして農業を始めるということです。
 オクラ20a、ソラマメ10a、スナップエンドウ10aで目標年間販売高は約300万円を目指しています。
 農機具等については、すでに必要分は所有しており、労力についても妻の協力を得ながら経営していくとのこと。

議長 なお、営農計画書を資料の4ページに添付しています。以上です。
 18番について、10番委員、17番委員に調査していただきました。
 10番松下委員をお願いします。

10番委員 はい、議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 番号18、SYさんの分です。
 貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。
 申請人は、今回農業を始めるにあたり、正式に利用権の設定をするものです。
 オクラ20a、エンドウ30aの栽培を計画しており、目標年間販売高約400万円を目指しています。
 農機具については、必要分は近く購入する予定で、労力については、税

	田さんご自身は、谷山にお住まいですが、開聞に母親と兄がいて、一緒に営農するという事です。
	また、ご主人は鹿児島市内で青果業を営んでおりますが、収穫時期などは一緒に協力していくという事です。税田さんご自身も数年後には指宿の方に転居する予定という事でございます。
	なお、営農計画書を資料の5ページに添付しています。以上です。
議長	ただいま、それぞれの担当委員が説明されました。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
12番委員	はい、議長。
議長	はい、12番委員。
12番委員	資料の2ページのMMさんの分ですけど、現在38a耕作しているわけですよ、何年くらい前から耕作しているんですか。
9番委員	はい、議長。
議長	はい、9番委員。
9番委員	彼の場合は、地元でよく知っているんですが、鹿児島の食肉センターでサラリーマンとして従事していました。休みや夏場に一部農業を兼務しておりまして、農業の経験は長いですよ。今回定年退職されたので、農業に従事したいということで、新規就農者になったところです。
12番委員	はい、議長。
議長	はい、12番委員。
12番委員	だいぶ前から30a以上耕作しているわけですよ、こういう場合であっても、新規就農の届出をしなければならないのですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	農業委員会の規則の中に、3,000㎡を超えた場合、新規就農者とみなすとありますので、それに沿っていくと、このようになります。 農業の年数が長い短いではなく、耕作面積が3,000㎡を超えたら新規就農者とみなすというのがありますから、この方の場合も3,000㎡を超えますので、新規就農者ということになります。
12番委員	はい、議長。
議長	はい、12番委員。
12番委員	これまでも3,000㎡を超えているわけですよ、38aだから。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	この水迫さんは、利用権設定をしてなかったという事でございます。
議長	よろしいでしょうか。

1 2 番委員	はい、分かりました。
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち、利用権設定分の 2 番から 6 番と 1 8 番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 2 番から 6 番と 1 8 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 7 番から 1 7 番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第 1 号のうち、利用権設定分の 7 番から 1 7 番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 7 番から 1 7 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。
2 8 番委員	はい、議長。
議長	はい、2 8 番委員。
小委員長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定について 6 月 1 0 日の転用調査時に、7 番、2 8 番、3 0 番の委員と事務局 2 名の計 5 名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。 申請に基づき、1 番と 2 番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。 1 番、2 番ともに売買による申請でございます。 申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。 以上の案件に係る農地法第 3 条第 2 項の各号判断につきましては、別添の農地法第 3 条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている

と判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の6ページから11ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号の1番、2番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番、2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の1番、2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更、除外申し出の意見決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

28番委員

はい、議長。

議長

はい、28番委員。

小委員長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出の意見決定について

これにつきましても、6月10日の転用調査時に、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。除外になります。

資料の12ページをお開きください。除外です。

申請地は大山駅から南へ224m行った農用地区域の外周部に位置しており、東、西、北は道路、南は畑に接しています。除外後の転用目的は屋外サツマイモ選果場・通路・駐車場・用悪水路です。

農用地除外がされた場合の農地区分は、駅から300m以内の区域内にある農地であることから、第3種農地の300m以内農地に該当いたします。

周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられ、また、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、除外はやむを得な

いものと判断いたします。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第3号の1番除外について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号の1番除外については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

1番から7番につきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

28番委員 はい、議長。

議長 はい、28番委員。

小委員長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、車庫兼倉庫です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の13ページをお開きください。

申請地は、湯之里公民館から南へ226m行った所の農地で、東と南は宅地、西は市道、北は5条申請地に接しています。

申請人は、自宅に隣接する申請地を購入の上、車庫兼倉庫を建築する計画です。土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。周辺に畑がないことから、問題はないものと思われます。

また、一般基準上の問題も特にありませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の14ページをお開きください。

申請地は、湯之里公民館から南へ226m行った所の農地で、東は畑、西は市道、南は5条申請地、北は宅地に接しています。

申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を購入の上、一般住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については現状で、境界ブロックについては設置予定です。東側に、農地がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の15ページをお開きください。

申請地は、指宿図書館から北へ220m行った所の農地で、東と北は市道、西と南は畑に接しています。

土地の形状については現状で、境界ブロックについては設置予定です。隣接農地に雨水等が流出しないように措置を講ずることや、建築物は2階建てですが、極力、南側を離す配置計画とし、周辺農地の日照通風に配慮することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は貸家です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の16ページをお開きください。

申請地は、時遊館COCCOはしむれから西へ28m行った所の農地で、東、南、北は宅地、西は道路に接しています。

土地の形状については現状で、境界ブロックについては設置予定です。貸家については、2階建ての4部屋になります。

周辺に農地がないことから、問題はないものと思われまます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、道下東公民館から西へ514m行った所の農地で、東と北は宅地、西と南は畑に接しています。

土地の形状については現状で、境界ブロックについては設置予定です。

現在、山口県に居住していますが、妻の実家に隣接する申請地を妻の妹より使用貸借の上、住宅を建築し転居するとのことです。

西側と南側に畑がありますが、申請地より高台にあるため、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、二世帯住宅です。

農地区分・許可事項については、駅から300m以内にある農地であることから、第3種農地の300m以内農地に該当いたします。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、宮ヶ浜駅から西へ177m行った所の農地で、東は畑、西は道路、南は市道、北は宅地に接しています。

土地の形状については現状で、境界ブロックについては設置予定です。

申請人は、現在、借家住まいですが、娘の結婚を機に二世帯住宅を建築しようとするものです。

東側に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、市役所から東へ67m行った所の農地で、東と南は市道、西は宅地、北は雑種地に接しています。

土地の形状については現状で、境界ブロックについては設置予定です。

申請地は仮換地場所で実測面積は259㎡です。周辺に農地がないことから、問題はないものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
8番につきましては、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 これについては、第22回 指宿市農業委員会議案第5号の1番で、農地法第5条第1項目的の買受適格証明願いの案件が承認され、今回、落札されましたので、事務局の方からご説明申し上げます。

申請者、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。転用目的は、資材置場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、小川区集落センターから南へ372m行った所の農地で、東と西は畑、南は鉄道用地、北は宅地に接しています。

周辺農地への影響や、一般基準上の問題も特に認められないことから、問題はないものと判断されます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第4号の1番から8番について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。
議長 議案第4号の1番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地利用変更届について」を議題といたします。
これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

28番委員 はい、議長。

議長
小委員長
議長
委員
議長
委員
議長
事務局
議長
事務局
議長

はい、28番委員。
議案第5号 農地利用変更届について
これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。
番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の21ページをお開きください。
申請地は、大山駅から西へ848m行った所の農地で、東、西、北は畑、西は道路に接しています。隣接地が申請人の畑で段差があることから、1.4m切土し、同じ高さにしてからハウス施設を建築しようとするものです。
以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。
現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第5号の1番について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第5号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。
はい、議長。
はい、事務局。
17ページから18ページになります。
今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は7件です。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
番号2から7番につきましては、お目通しください。
なお、所在地図及び字図につきましては、資料の22ページから37ページに添付してありますので、ご参照ください。
次に農用地あっせん申し出のうち、買受、借受・希望をご説明いたします。19ページをお開きください。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
番号2については、お目通しください。以上です。
ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

	ご質疑、ご意見等はございませんか。
13番委員	はい、議長。
議長	はい、13番委員。
13番委員	あっせんに上がって、この土地を売りたいと、その中で、現況では道路がなく、図面上では道路があるんだよという場合、一帯を一人の農家が借受けとって、小さな道路は皆潰して、そういう所の一部をあっせんにあげた場合に、なかなか進めにくいというか、そういった場合どういう手法を取ればいいですか。
議長	はい、事務局。
事務局	それは、売渡、貸付の場合ですか。
13番委員	例えば早く言えば、6号の7番ですね。売渡。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	あっせん委員になっていただいた方には、基本的には、お隣の畑の所有者、その次に近隣の所有者に声を掛けていただくということになるかと思えます。
13番委員	はい、議長
議長	はい、13番委員。
13番委員	しかし、外の誰かが借りている、借主はたぶん買える状態じゃないと、でも貸している地主は売りたいと、その中の一部を売る訳ですから、この地形的に、道路があるはずなのに無いと、そここのところの回復がないと。あるんだけど、実際は畑として使っている。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	書類上は、ここの畑は、利用権設定は出ておりません。
13番委員	出てないということは、ヤミ小作になるの。
事務局	今説明しました通り、優先順位として、借り人に声を掛ける、それが難しければお隣に声を掛けるという形になります。
	実際、あっせんの売買の成立は、3割から4割の状況です。
4番委員	はい、議長。
議長	はい、4番委員。
4番委員	私も、この3番の岩本字狩俣という所なんですけど、産廃処分場が隣にあるんですよ、ここに大型車がひっきりなしに入ってですね、畑の端っこを踏み潰して、道路化しているわけですよ。Iさんが言われたのも、その境界のあい出しをどうするかと、ちゃんと地形の面積を出してから出した方がいいんじゃないかということじゃないですか。

議長 暫時休憩して、自由に意見交換したいと思います。
(休憩)
休憩前に引き続き審議を再開いたします。
今、事務局の方からあっせんの案件が出ましたけれども、これについて何かご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 売渡、貸付の
番号1は 9番と 7番委員。 番号2は 1番と29番委員。
番号3は 4番と11番委員。 番号4は 8番と11番委員。
番号5は 8番と11番委員。 番号6は10番と28番委員。
番号7は13番と12番委員。
買受、借受の、
番号1は12番と25番委員。 番号2は 9番と14番委員。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。ご意見等はございませんか。

14番委員 はい、議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 19ページの2番のところですが、1,000㎡の希望で、右側に1,000から7,000となっていますが。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 これはですね、希望面積が2段書けない関係で、田か畑が1,000から7,000㎡欲しいということです。買受・借受でですね。

議長 よろしいですか。

14番委員 はい。

議長 あっせん委員の事務局案が、今、発表されましたが、各委員よろしいでしょうか。

委員 (各委員了解あり)

議長 議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。
本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませんか。

12番委員 はい、議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 別紙で、主な業務報告として、5月に農業会議の全国農業委員大会が行われているんですが、今、農業委員会改革の中で、農業委員会とか農協の問題なんかは、問題視されなかったんですか。

議長 その案件については、後でちょっと時間をいただいて、私の方で詳しく説明しようかなと思ったんですけど。その場でさせてください。
ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ほかになければ、その他に入ります。
その他について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 その他（議案20ページを参照して説明）

1. 6月の行事報告
2. 7月の行事予定
3. その他

今月、太陽光発電の申請が4haくらいの申請が来るんですけども、来月、7月18日に全体調査をしなければなりませんけれども、なのはな館の近くに、田中植物園という、ビニールハウスがいっぱい建っている所があると思うんですけども、あそこが、メガソーラを建てるということで、今月申請が上がる予定です。

来月の全体調査を、ここに2時に集合して、マイクロバスに乗って現地に行くか、それとも、現地に各自来てもらって、2時集合ですか、皆さんの意見をお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。

議長 じゃあ、向こうに駐車場もありますので、ちゃんと地図等も出てきますので、2時という時間で現地ということで、2時に調査スタートということで、よろしいでしょうか。

委員 （各委員了解あり）

事務局 地図については、議案書といっしょに入れますので、分かりやすい所です。

議長 それでは、自由な意見交換等もあると思いますが、暫時休憩として私の方からご報告させていただきます。

（休憩）

暫時休憩を解きまして、再開いたします。
ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終

事務局

了いたしました。

これもちまして、第24回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後 3時29分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員18番委員

議事録署名委員19番委員

|

|

